

令和6年 No.15

- 東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程等の一部を改正する規程の制定
- 東京学芸大学学校図書館運営専門委員会要項等の一部を改正する要項の制定
- 東京学芸大学附属学校人事異動・交流実施委員会に関する申合せの一部を改正する申合せの制定

改正理由

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正及び副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正及び副学長の職務分担の見直しに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第9号

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程（平成14年規程第16号）
- (2) 東京学芸大学附属学校研究会規程（平成24年規程第4号）

東京学芸大学学校図書館運営専門委員会要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和6年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学学校図書館運営専門委員会要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学校図書館運営専門委員会要項（平成19年2月7日制定）
- (2) 東京学芸大学附属学校の学校評価に関する実施要項（平成29年11月24日制定）
- (3) 東京学芸大学いじめ問題検討委員会要項（令和2年11月24日制定）

東京学芸大学附属学校人事異動・交流実施委員会に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように制定する。

令和6年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学附属学校人事異動・交流実施委員会に関する申合せの一部を改正する申合せ

東京学芸大学附属学校人事異動・交流実施委員会に関する申合せ（平成19年9月10日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第53条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学附属学校（以下「附属学校」という。）スクールライフ委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第42条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学附属学校（以下「附属学校」という。）スクールライフ委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属学校研究会規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(副学長等の出席)</p> <p>第8条 <u>附属学校統括を所掌する副学長及び附属学校危機管理を所掌する副学長</u>は、必要に応じて研究推進委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(副学長等の出席)</p> <p>第8条 <u>附属学校を所掌する副学長</u>は、必要に応じて研究推進委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学校図書館運営専門委員会要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正及び副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第54条第2項</u>の規定に基づき、附属学校運営会議の下に、学校図書館運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(2) 附属学校課長</p> <p>(3) 附属学校の司書教諭 若干名</p> <p>(4) 附属学校の司書 若干名</p> <p>(5) 学術情報課長</p> <p>(6) 学術情報課学術企画係長</p> <p>(7) その他<u>附属学校統括を所掌する副学長</u>が必要と認めた者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第7号の委員の任期は、<u>附属学校統括を所掌する副学長</u>が定めるものとし、再任を妨げない。</p> <p>[省略]</p> <p>(副学長及び館長の出席)</p> <p>第7条 <u>附属学校統括を所掌する副学長</u>、<u>附属学校危機管理を所掌する副学長</u>及び<u>附属図書館長</u>は、専門委員会に出席し意見を述べることができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第43条第2項</u>の規定に基づき、附属学校運営会議の下に、学校図書館運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(2) 附属学校課長</p> <p>(3) 附属学校の司書教諭 若干名</p> <p>(4) 附属学校の司書 若干名</p> <p>(5) 学術情報課長</p> <p>(6) 学術情報課学術企画係長</p> <p>(7) その他<u>附属学校等を所掌する副学長</u>が必要と認めた者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第7号の委員の任期は、<u>附属学校等を所掌する副学長</u>が定めるものとし、再任を妨げない。</p> <p>[省略]</p> <p>(副学長及び館長の出席)</p> <p>第7条 <u>附属学校等を所掌する副学長</u>及び<u>附属図書館長</u>は、専門委員会に出席し意見を述べることができる。</p> <p>[省略]</p>

附属学校の学校評価に関する実施要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第60条第4項</u>の規定に基づき、附属学校の学校評価（以下「学校評価」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(自己評価の実施)</p> <p>第4条 自己評価は、前年度の学校評価の結果の検討を踏まえ、次に定めるところにより実施する。</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>(5) 校長は、自己評価書により、自己評価の結果を翌年度の4月末日までに<u>運営部長を通じて学長</u>に報告するとともに、広く公表する。</p> <p>(6) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(学校関係者評価の実施)</p> <p>第7条 学校関係者評価は、次に定めるところにより実施する。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>(6) 校長は、学校関係者評価の結果を、学校関係者評価書により翌年度の5月末日までに<u>運営部長を通じて学長</u>に報告するとともに、広く公表する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第48条の2第4項</u>の規定に基づき、附属学校の学校評価（以下「学校評価」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(自己評価の実施)</p> <p>第4条 自己評価は、前年度の学校評価の結果の検討を踏まえ、次に定めるところにより実施する。</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>(5) 校長は、自己評価書により、自己評価の結果を翌年度の4月末日までに<u>学長</u>に報告するとともに、広く公表する。</p> <p>(6) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(学校関係者評価の実施)</p> <p>第7条 学校関係者評価は、次に定めるところにより実施する。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>(6) 校長は、学校関係者評価の結果を、学校関係者評価書により翌年度の5月末日までに<u>学長</u>に報告するとともに、広く公表する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学いじめ問題検討委員会要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>附属学校統括を所掌する副学長</u></p> <p>(2) 学長が指名する副学長 1名</p> <p>(3) 附属学校運営部長</p> <p>(4) 附属学校運営参事</p> <p>(5) 附属学校課長</p> <p>(6) その他学長が指名する者 若干名</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>附属学校を所掌する副学長</u></p> <p>(2) 学長が指名する副学長 1名</p> <p>(3) 附属学校運営部長</p> <p>(4) 附属学校運営参事</p> <p>(5) 附属学校課長</p> <p>(6) その他学長が指名する者 若干名</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属学校人事異動・交流実施委員会に関する申合せの一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>附属学校統括を所掌する副学長</u></p> <p>(2) 附属学校運営部長</p> <p>(3) 附属学校運営参事</p> <p>(4) 各附属学校の長</p> <p>2 委員会に委員長を置き、<u>附属学校統括を所掌する副学長</u>をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この申合せは、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>附属学校を所掌する副学長</u></p> <p>(2) 附属学校運営部長</p> <p>(3) 附属学校運営参事</p> <p>(4) 各附属学校の長</p> <p>2 委員会に委員長を置き、<u>附属学校を所掌する副学長</u>をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p>